令和４年（2022 年）４月 19 日

保護者　各位

北海道上磯高等学校長　藤　井　浩　之

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

春暖の候　保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、道内の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、**維持される「レベル２」に即して**学校における感染拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していく必要があります。

この度、道が決定した「年度末、年度始めにおける感染再拡大防止対策」が終了することから、地域の感染状況等を的確に把握しながら感染症対策の実効性の確保を図り、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づく感染症対策について、次のとおり適切な対応を進めて参ります。

記

１　特に留意すべき事項(全ての道立高校)

(1)　発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること（同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様)。また、必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をすること。なお、自宅で休養する場合、欠席扱いとならないことやオンライン等による学びの保障の取組について、当該児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。

(2)　部活動において各競技団体等のガイドラインはもとより、衛生管理マニュアルに基づき、特に移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策を徹底すること。

(3)　いじめや差別、偏見等の防止については、感染症に関する適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うなど、感染者等に対するいじめや差別、偏見等につながる行為が生じないよう十分に留意すること。

２　学校における留意事項(全ての道立高校)【期間：４月 18 日（月）～当面の間】

(1) 登下校・日課・授業

ア　衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底し、集団で行う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～52 ページ参照)。

イ　感染者が１人でも発生した場合は、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業の取扱いについて」（令和４年(2022 年) ３月 25 日付け教健体第 2312 号通知）に基づき、可能な限り接触者のリストアップを行い、リストアップできた場合は、個別の出席停止の対応をすることにより、学級内での感染拡大の防止を図り、学級閉鎖を行わないなど、学びの保障に努めること。

(2) 換気の徹底

寒冷な時季においても、サーキュレーターやＣＯ２モニター等の活用をはじめ、学校薬剤師等と連携して適切に換気を実施すること（「衛生管理マニュアル」33～37 ページ参照)。

(3) 健康・行動チェック

日常生活をはじめ修学旅行、部活動の大会等の事前・事後などの各場面において児童生徒一人一人がＩＣＴ

を活用した入力フォームによる健康・行動チェックを確実に行い、教職員間で情報共有すること。

(4) 学校行事

ア　衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

イ　密集する運動や近距離で一斉に大きな声を出す活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」50～53 ページ参照）。

(5)　修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動

ア　実施にあたっては保護者の意向も十分踏まえること。

イ　衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策を徹底すること。

ウ　旅行先の受入れの可否を確認した上で、各種関連通知を踏まえて実施すること。

エ　感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること。

(6)　部活動（合宿等泊を伴う活動を含む）（大会参加等、具体的な動きについては略、個別対応）

ア　活動（時間、人数、場所、内容）を厳選して、感染症対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止すること（「衛生管理マニュアル」53～56 ページ参照）。

イ　密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること（「衛生管理マニュアル」54 ページ参照）。

ウ　健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。

エ　各競技団体のガイドラインに基づかない対外試合、他校との練習試合や合宿等は行わないこと。なお、各競技団体のガイドラインに基づき実施する際は、衛生管理マニュアル等を踏まえ、移動や更衣等の競技以外の場面も含めて感染症対策の徹底を図ること。

オ　合宿等泊を伴う活動は、上記「(6) 修学旅行、宿泊研修等泊を伴う活動」を参考にすることとし、宿泊部屋の人数については、できる限り削減すること。なお、道が実施する教育旅行支援事業支援金は対象外であること。

カ　部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底を図ること。

キ　大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。

ク　上記のほか、特別の事情がある場合は、所管の教育局又は市町村教育委員会に相談すること。

(7)　ＰＣＲ等検査

児童生徒等が感染不安でＰＣＲ等検査の受検を希望する場合については、「長期休業明けの学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）」（令和４年（2022 年）１月 17 日付け配付文書）により周知済みの、道の「ＰＣＲ等検査無料化事業（一般検査事業）」を活用して無料で受検すること（任意）について、改めて児童生徒及び保護者に周知すること。

３　健康観察の徹底

週休日も含めた登校時の健康観察票の提出と各家庭での記録等による健康観察を継続実施。

**※　生徒がＰＣＲ検査又は抗原検査を受検することとなった場合はご連絡をお願いいたします。（確認）**

ただし、この場合の**「検査」とは医師や保健所の指示による行政検査のことであり、任意の検査を受検した場合のご連絡は必須ではありません。**

※　ご心配なことがありましたら、遠慮なく学校にご相談ください。

平日：８時 10 分～17 時 30 分ころ　　連絡先：北海道上磯高等学校 各担任・教頭上村　0138-73-2304